

# 独立行政法人の問題の本質を考える

行政監視委員会調査室 あかいけ ふみたか あらい たつお  
赤池 史孝・荒井 達夫

主権在民（憲法第1条）に基づき、国会が主権者である国民に代わって政府と「官」（＝官僚機構）の活動を監視するのが、本来の行政監視である。いうまでもなく、今日の我が国は主権在民の民主主義国家であり、政府と「官」は、「全体の奉仕者」（憲法第15条第2項）として、全国民に共通する社会一般の利益である「公共の利益」（国家公務員法第96条第1項）を実現するためにのみ存在する。参議院の行政監視は、これを担保するための「国権の最高機関」（憲法第41条）の活動である。

独立行政法人は、国の事務・事業の政策の実施に関する機能を担っており（中央省庁等改革基本法第4条第4号）、「公共の利益」実現のための行政機関に準ずる機関として行政監視委員会の重要な調査対象である。そこで、主権在民に基づく行政監視の観点から、独立行政法人の問題の本質を考えるため、参考資料を作成するとともに、制度の問題点についてまとめることにした。

## 1. 独立行政法人の現状等

独立行政法人は、平成10年の中央省庁等改革において行政改革の有力な手段として導入された。主に行政組織のスリム化（企画立案部門と実施部門の分離）と特殊法人問題<sup>1</sup>の克服（改良型特殊法人の創設）という2つの別種の要請に応えようとした制度である。平成22年4月1日現在で104の法人があり（資料1）、平成13年1月の中央省庁等改革の実施に合わせ、国の機関（試験研究機関・検査検定機関・文教研修施設等）から分離・創設された法人と、その後、特殊法人等整理合理化計画に基づいて特殊法人、認可法人、公益法人から新たに独立行政法人化されたもの（平成15年から実施）などがある（資料2）。

このように独立行政法人の前身は実に様々であり、国の機関、特殊法人、認可法人、公益法人が複数統合されて出来た法人も少なくない。また、引き継いだ事務・事業も種々雑多であり、そこに税金の無駄が発生している。

平成18年に制定された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」では、「独立行政法人の見直し」が重要施策の一つとして規定された。もともと行政改革の有力な手段として導入された制度が、法律で行政改革の対象と明記されたことは、重大で深刻な事態であり、独立行政法人の問題は単なる法人運営の在り方にあるのではなく、法制度そのものにあることを認識する必要がある。

<sup>1</sup> 平成9年12月の行政改革会議「行政改革最終報告」によると、主務官庁による強い事前関与・統制による自律性・自主性の欠如、事業運営の非効率性・硬直性の顕在化、経営内容の不透明性、組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張、経営責任体制の不明確性などが指摘されている。

## 2. 独立行政法人制度の問題点

独立行政法人制度の特徴は、行政を国から法的に独立の法人に行わせるところにある。そのために内閣は独立行政法人に対して適切な統制ができず、法人の事務・事業に対する国の責任が不明確となり、その結果、行政の能率的な運営、行政の公正性及び透明性の確保が妨げられている。これが問題の本質といえるが、さらに具体的な法制度の問題点としては、以下の事項を指摘することができる。

### (1) 制度の理念が著しく不明確

独立行政法人への移行前の組織形態は、国の機関、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人と実に様々であり、また、「国の機関と特殊法人」、「特殊法人と認可法人」、「認可法人と財団法人」、「特殊法人と財団法人」など性格の異なる複数の組織を統合して出来た独立行政法人も多数存在する。それぞれの組織形態における法人の設立を見ても、特別な法律により国が強制的に設立したもの（特殊法人）、特別な法律の枠内で民間等の関係者が任意設立し、主務大臣の認可を受けたもの（認可法人）、旧民法第34条により主務官庁の許可を得て設立されたもの（財団法人、社団法人）となっており、その設立主体が官から民まで大きく広がっている。このように官民の様々な機関の事務・事業を、組織の性格や設立の経緯等に関係なく、一つの制度の枠内に取り込めるようにしたのが、独立行政法人の制度である。そのために理念が極めて不明確な法制度となっており、定義規定（独立行政法人通則法第2条第1項）にそれが現れている。

なお、独立行政法人制度の導入に際しては、英国のエージェンシーが重要な参考とされたが、実は、エージェンシーは国から法的に独立した地位にある組織ではなく、あくまでも公務部門の一部であり、組織変革ではなく管理に関する変革であった。我が国の制度は、国から法的に独立した法人が行政の実施部門を担う点が、エージェンシーと大きく異なっており、制度設計の出発点において行政の実施部門を担う組織の在り方について、理念を明確にするための議論を尽くすべきだったのではないかと思われる。

### (2) 公務員身分でさらに目的不明確に

独立行政法人の役職員は、非公務員（民間人）が原則であるが（通則法第2条）、公務員身分の法人（同条第2項）を認めたことが、制度の目的をさらに不明確なものとした。これは組織を国の機関から無理に切り離したことによるが、「国が自ら主体となって直接に実施する必要のない」事務・事業を行いながら（同条第1項）、「役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要」な法人である（同条第2項）という矛盾した内容の規定となっている。

そして、公務員型の法人を認めたことは、後に役職員身分の非公務員化を進める過程で深刻な問題に直面することとなった。公務員でなければ、執行できない事務・事業があるという問題である（※1）。言い換えれば、国自らでなければ実施できない事

務・事業ということであり、国から独立した法人の役職員に公務員身分を与えることは、制度に自己矛盾を生じさせている。

※1 従来国の施設等機関であった消防研究所は、公務員型の独立行政法人に移行したが、権力行使を伴うという業務の特殊性から非公務員化が困難とされ、再び国の機関（消防大学校附属の消防研究センター）に戻されることとなった。また、独立行政法人国立公文書館（公務員型）は、国の行政機関から移管を受けた歴史資料として重要な公文書等の保存管理を行っているが、本来国が直接責任を負う形で行われるべきで、国の機関に戻すべきではないかとの意見がある。

#### 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

#### （3） 財源措置と弾力的運営が問題

政府による財源措置（通則法第46条）があるため、関係府省庁の予算権限を背景とする公務員の天下りが行われ、経営の自主性を著しく阻害している。国から運営費交付金等を受けながら、官庁会計とは異なる会計処理で各独立行政法人が弾力的、効果的に使用できることが制度のメリットであるが、有効に機能しているとはいえない（※2）。むしろ、多くの非公務員型の法人に無駄に税金が投入され続けている点が大きく問われており、現在進められつつある独立行政法人への国家公務員の現役出向に関しても、問題を深刻化させる危険性がある。今日、各独立行政法人の目的や業務が広く解釈され、本来行う必要のない事務・事業（通則法第2条第1項）まで行われることとなり（※3）、政府による財源措置の規定と相まって、行政の実施部門として独立行政法人が無駄に行う事務・事業は、自己増殖するおそれがある。

※2 国立美術館、国立文化財機構（国立博物館等）のように、業務の維持向上のための必要な運営資金を確保できず、存続の危機に瀕している独立行政法人もある。

これらの法人には、本来、業務の性質として採算や効率性を度外視して追求すべき公共性があり、独立行政法人制度の問題の典型例ともいえる。

※3 新エネルギー・産業技術総合開発機構は、特定の財源にもかかわらず、様々な種類の業務を拡大してきている。

(財源措置)

第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

#### (4) 不透明な勤務条件等の決定

非公務員型の独立行政法人の給与と退職手当については、各法人が独自に支給基準を定める(通則法第63条)ことになっているため、公務員の一般的水準を超える給与等が支給されているが、適正に業務の実績が反映されているのか疑義を生じさせている(※4)。また、各独立行政法人に係る給与と退職手当以外の勤務条件や福利厚生についても、非常に不透明である。

※4 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会作成の「独立行政法人評価年報(平成20年度版)」によれば、沖縄科学技術研究基盤整備機構の収入は、その9割(平成20年度予算額)以上を運営費交付金等の税金に頼っている一方、職員の給与は国家公務員(行政職(一))との比較で、その指数が141.9(平成20年度、年齢・地域・学齢勘案)にも達している。

(職員の給与等)

第63条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

#### (5) 業績評価システムの矛盾

独立行政法人の業績評価は、各府省の「独立行政法人評価委員会」が下した専門的判断の結果を、さらに総務省の「政策評価・独立行政法人評価委員会(通則法第32条第3項)」が評価を行う(同条第1項、3項及び5項)という2段階の評価システムとなっている。しかし、各府省設置の「独立行政法人評価委員会」では、専門家であっても各府省の影響を受けず評価することに限界があるのではないか。また、その専門

家が行った判断について「政策評価・独立行政法人評価委員会」の専門外の有識者が2次的な評価を行うこと自体にも問題があり、その結果、独立行政法人の業績評価はうまく機能していないと考えられる。先般、政府が行った独立行政法人に係る事業仕分けなどを見ても、業績評価システムが十分に機能してこなかったことは明らかである。逆に評価した独立行政法人に対して、適正な運営がなされているとの不公正なお墨付きを与えてきたといえるのではないか。いずれにしても、政府による財源措置（通則法第46条）とともに、このような業績評価システムが事務・事業の無駄、税金の無駄を放置する原因となっていることは否定できない。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第32条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

#### （6）業績評価に関する大臣権限の問題

独立行政法人の組織と業務の在り方については、主務大臣は、中期目標期間終了時に、評価委員会の意見を聴いて、「全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずる」（通則法第35条）、とされているだけである。主務大臣の権限としては弱く、無駄が放置されてしまう結果となっている。「行政権は内閣に属する」（憲法第65条）という憲法の建前からすれば、独立行政法人が明らかに行政を担う組織である以上、所管の大臣は法人による無駄の防止と排除に関し効果的な監督の権限を有しなければならないはずである。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

#### （7）不正不当行為に関する大臣権限の問題

行政の実施部門でありながら、国から独立した地位に置かれているため、役職員に

よる不正不当行為が明らかである場合にも、主務大臣は監督上、必要な命令をすることができず、是正要求等ができる（通則法第 65 条）だけであり、十分な責任追及ができない仕組みになっている。法人運営について税金に頼っているが、役職員の不正不当行為について十分な監督を受けない仕組みでは、法律の誠実な執行を確保できるはずがない。主権在民に基づく行政監視の観点からは、独立行政法人の役職員であっても、職務遂行に関し国家公務員と同等の責務を負っていると考えるべきであり、役職員の職務上の不正不当行為に関する現行の弱い大臣権限は、不適切といわざるを得ない。

（違法行為等の是正）

第 65 条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

以上のように、独立行政法人は、法制度そのものに重大な問題があり、国民に対し行政に関する内閣の責任を明らかにし、国会がそれを統制するという憲法の主権在民の観点からは、制度の廃止（通則法の廃止）を含めた根本的な検討をすべきではないかと思われる。

## 独立行政法人一覧（平成22年4月1日現在）

所管府省庁	独立行政法人の名称	所管府省庁	独立行政法人の名称
【内閣府】	◎国立公文書館 北方領土問題対策協会 沖縄科学技術研究基盤整備機構		国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター
【消費者庁】	国民生活センター	【農林水産省】	◎農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金
【総務省】	情報通信研究機構 ◎統計センター 平和祈念事業特別基金 郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
【外務省】	国際協力機構 国際交流基金	【経済産業省】	経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 日本貿易保険 産業技術総合研究所 ◎製品評価技術基盤機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 日本貿易振興機構 原子力安全基盤機構 情報処理推進機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構
【財務省】	酒類総合研究所 ◎造幣局 ◎国立印刷局 日本万国博覧会記念機構	【国土交通省】	土木研究所 建築研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所 航海訓練所 海技教育機構 航空大学校 自動車検査独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 海上災害防止センター 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構
【文部科学省】	国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館 国立文化財機構 教員研修センター 科学技術振興機構 日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター 日本原子力研究開発機構	【環境省】	国立環境研究所 環境再生保全機構
【厚生労働省】	国立健康・栄養研究所 労働安全衛生総合研究所 勤労者退職金共済機構 高齢・障害者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 雇用・能力開発機構 労働者健康福祉機構 ◎国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 医薬基盤研究所 年金・健康保険福祉施設整理機構 年金積立金管理運用独立行政法人 国立がん研究センター 国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター	【防衛省】	◎駐留軍等労働者労務管理機構
		(計) 104法人（うち特定独立行政法人(公務員型法人)は、◎印の8法人	

(注1) 特定独立行政法人とは、役職員が国家公務員の身分を有する法人。

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略している。

(出所) 総務省「独立行政法人一覧」より作成



独立行政法人の名称	移行前の組織等
<b>【国土交通省】</b> ○ 土木研究所 ○ 建築研究所 ○ 交通安全環境研究所 ○ 海上技術安全研究所 ○ 港湾空港技術研究所 ○ 電子航法研究所 ○ 北海道開発土木研究所 ○ 海技大学校 ○ 航海訓練所 ○ 海員学校 ○ 航空大学校 <b>【環境省】</b> ○ 国立環境研究所	施設等機関 施設等機関 施設等機関 施設等機関 施設等機関 施設等機関 地方支分部局 施設等機関 施設等機関 施設等機関 施設等機関 施設等機関
(計) 57独立行政法人 (うち公務員型52法人)	

② 国の機関から分離・創設された独立行政法人 (平成14年4月以降設立)

独立行政法人の名称 (設立年月日)	移行前の組織等
<b>【内閣府】</b> ◎ 駐留軍等労働者労務管理機構 (平成14年4月1日)	国等の事務
<b>【国土交通省】</b> ○ 自動車検査 (平成14年7月1日)	国の事務
<b>【総務省】</b> ◎ 統計センター (平成15年4月1日)	施設等機関
<b>【財務省】</b> ◎ 造幣局 (平成15年4月1日) ◎ 国立印刷局 (平成15年4月1日)	特別の機関 特別の機関
<b>【経済産業省】</b> 原子力安全基盤機構 (平成15年10月1日)	国等の事務
<b>【厚生労働省】</b> ◎ 国立病院機構 (平成16年4月1日)	施設等機関
<b>【文部科学省】</b> 国立高等専門学校機構 (平成16年4月1日) 大学評価・学位授与機構 (平成16年4月1日) 国立大学財務・経営センター (平成16年4月1日) メディア教育開発センター (平成16年4月1日)	施設等機関 施設等機関 施設等機関 施設等機関
<b>【厚生労働省】</b> 医薬基盤研究所 (平成17年4月1日)  国立がんセンター (平成22年4月1日) 国立循環器病研究センター (平成22年4月1日) 国立精神・神経医療研究センター (平成22年4月1日) 国立国際医療研究センター (平成22年4月1日) 国立成育医療研究センター (平成22年4月1日) 国立長寿医療研究センター (平成22年4月1日)	施設等機関、独立行政法人の業務の一部 施設等機関 施設等機関 施設等機関 施設等機関 施設等機関 施設
(計) 18独立行政法人 (うち公務員型6法人)	

③ 特殊法人等整理合理化計画に基づいて設立された独立行政法人

「※」を付記した法人は、既存の独立行政法人に認可法人等を統合したものである。

独立行政法人の名称（設立年月日）	移行前の法人名等
【内閣府】	
国民生活センター（平成15年10月1日）	国民生活センター （特殊法人）
北方領土問題対策協会（平成15年10月1日）	北方領土問題対策協会 （特殊法人）
【総務省】	
平和祈念事業特別基金（平成15年10月1日）	平和祈念事業特別基金 （認可法人）
【外務省】	
国際協力機構（平成15年10月1日）	国際協力事業団 （特殊法人）
国際交流基金（平成15年10月1日）	国際交流基金 （特殊法人）
【財務省】	
通関情報処理センター（平成15年10月1日）	通関情報処理センター （認可法人）
日本万国博覧会記念機構（平成15年10月1日）	日本万国博覧会記念協会 （認可法人）
【文部科学省】	
科学技術振興機構（平成15年10月1日）	科学技術振興事業団 （特殊法人）
日本学術振興会（平成15年10月1日）	日本学術振興会 （特殊法人）
理化学研究所（平成15年10月1日）	理化学研究所 （特殊法人）
日本スポーツ振興センター（平成15年10月1日）	日本体育・学校健康センター （特殊法人）
日本芸術文化振興会（平成15年10月1日）	日本芸術文化振興会 （特殊法人）
宇宙航空研究開発機構（平成15年10月1日）	宇宙科学研究所 （施設等機関） 宇宙開発事業団 （特殊法人） 航空宇宙技術研究所 （独立行政法人）
【厚生労働省】	
勤労者退職金共済機構（平成15年10月1日）	勤労者退職金共済機構 （特殊法人）
高齢・障害者雇用支援機構（平成15年10月1日）	日本障害者雇用促進協会 （認可法人） 高年齢者雇用促進開発協会 （業務の一部） （財団法人）
福祉医療機構（平成15年10月1日）	社会福祉・医療事業団 （特殊法人）
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（平成15年10月1日）	心身障害者福祉協会 （特殊法人）
労働政策研究・研修機構（平成15年10月1日）	労働研修所 （施設等機関） 日本労働研究機構 （特殊法人）

独立行政法人の名称（設立年月日）	移行前の法人名等
<p>【農林水産省】</p> <p>農畜産業振興機構（平成15年10月1日）</p> <p>農業者年金基金（平成15年10月1日）</p> <p>農林漁業信用基金（平成15年10月1日）</p> <p>緑資源機構（平成15年10月1日）</p> <p>※農業・生物系特定産業技術研究機構（平成15年10月1日*）</p> <p>↑  （平成15年10月に認可法人を統合した。さらに、18年4月に3独立行政法人を統合し、「農業・食品産業技術総合研究機構」に名称を変更した。  * 認可法人を統合した年月日</p> <p>（農業技術研究機構）  （平成13年4月1日「施設等機関」から移行）</p> <p>※水産総合研究センター（平成15年10月1日*）</p> <p>（平成13年4月1日「施設等機関」から移行し、15年10月に認可法人及び社団法人を統合した。さらに、18年4月に1独立行政法人を統合した。  * 認可法人、社団法人を統合した年月日</p>	<p>農畜産業振興事業団  （特殊法人）  野菜供給安定基金  （認可法人）</p> <p>農業者年金基金  （特殊法人）</p> <p>農林漁業信用基金  （認可法人）</p> <p>緑資源公団  （特殊法人）</p> <p>生物系特定産業技術研究推進機構  （認可法人）</p> <p>海洋水産資源開発センター  （認可法人）  日本栽培漁業協会  （社団法人）</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成15年10月1日）</p> <p>日本貿易振興機構（平成15年10月1日）</p>	<p>新エネルギー・産業技術総合開発機構  （特殊法人）</p> <p>日本貿易振興会  （特殊法人）</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>鉄道建設・運輸施設整備支援機構（平成15年10月1日）</p> <p>国際観光振興機構（平成15年10月1日）</p> <p>水資源機構（平成15年10月1日）</p> <p>自動車事故対策機構（平成15年10月1日）</p> <p>空港周辺整備機構（平成15年10月1日）</p> <p>海上災害防止センター（平成15年10月1日）</p>	<p>日本鉄道建設公団  （特殊法人）  運輸施設整備事業団  （特殊法人）</p> <p>国際観光振興会  （特殊法人）</p> <p>水資源開発公団  （特殊法人）</p> <p>自動車事故対策センター  （認可法人）</p> <p>空港周辺整備機構  （認可法人）</p> <p>海上災害防止センター  （認可法人）</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>情報処理推進機構（平成16年1月5日）</p> <p>石油天然ガス・金属鉱物資源機構（平成16年2月29日）</p>	<p>情報処理振興事業協会  （認可法人）</p> <p>石油公団  （特殊法人）  金属鉱業事業団  （特殊法人）</p>

独立行政法人の名称（設立年月日）	移行前の法人名等
<p>【厚生労働省】 雇用・能力開発機構（平成16年3月1日）</p> <p>【総務省】 ※情報通信研究機構（平成16年4月1日*） ↑ （16年4月に認可法人を統合し、名称を変更した。） * 認可法人を統合した年月日 └ （通信総合研究所） （平成13年4月1日 施設等機関から移行）</p> <p>労働者健康福祉機構（平成16年4月1日）</p> <p>医薬品医療機器総合機構（平成16年4月1日）</p> <p>【文部科学省】 日本学生支援機構（平成16年4月1日）</p> <p>海洋研究開発機構（平成16年4月1日）</p> <p>【環境省】 環境再生保全機構（平成16年4月1日）</p> <p>【経済産業省】 中小企業基盤整備機構（平成16年7月1日）</p> <p>【国土交通省】 都市再生機構（平成16年7月1日）</p> <p>奄美群島振興開発基金（平成16年10月1日）</p>	<p>雇用・能力開発機構 （特殊法人）</p> <p>通信・放送機構 （認可法人）</p> <p>労働福祉事業団 （特殊法人）</p> <p>国立医薬品食品衛生研究所 医薬品医療機器審査センター （施設等機関） 医薬品副作用被害救済・研究 振興調査機構 （認可法人） 医療機器センター（業務の一部） （財団法人）</p> <p>日本育英会 （特殊法人） 日本国際教育協会 （財団法人） 内外学生センター （財団法人） 国際学友会 （財団法人） 関西国際学友会 （財団法人）</p> <p>海洋科学技術センター （認可法人） 東京大学海洋研究所（船舶運 行部門） （施設等機関）</p> <p>公害健康被害補償予防協会 （特殊法人） 環境事業団（業務の一部） （特殊法人）</p> <p>中小企業総合事業団（信用保 険業務を除く） （特殊法人） 地域振興整備公団（地方都市 開発整備部門を除く） （特殊法人） 産業基盤整備基金 （認可法人）</p> <p>都市基盤整備公団 （特殊法人） 地域振興整備公団（地方都市 開発整備部門） （特殊法人）</p> <p>奄美群島振興開発基金 （特殊法人）</p>

独立行政法人の名称（設立年月日）	移行前の法人名等
<b>【文部科学省】</b> 日本原子力研究開発機構（平成17年10月1日）	日本原子力研究所 （特殊法人） 核燃料サイクル開発機構 （特殊法人）
<b>【国土交通省】</b> 日本高速道路保有・債務返済機構（平成17年10月1日）	日本道路公団 （特殊法人） 首都高速道路公団 （特殊法人） 阪神高速道路公団 （特殊法人） 本州四国連絡橋公団 （特殊法人）
<b>【厚生労働省】</b> 年金積立金管理運用（平成18年4月1日）	年金資金運用基金 （特殊法人）
<b>【国土交通省】</b> 住宅金融支援機構（平成19年4月1日）	住宅金融公庫 （特殊法人）
（計） 48独立行政法人（うち、既存の3独立行政法人※を含む。）	

#### ④ 特定の目的のために設立された独立行政法人

独立行政法人の名称（設立年月日）	設立目的
<b>【内閣府】</b> 沖縄科学技術研究基盤整備機構（平成17年9月1日）	沖縄県に大学院大学を創設する準備のために設立
<b>【厚生労働省】</b> 年金・健康保険福祉施設整理機構（平成17年10月1日）	年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行い、年金財政運営に資するために設立
<b>【総務省】</b> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（平成19年10月1日）	郵政民営化に資することを目的に設立
（計） 3独立行政法人	